

除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統（飼料）に係る  
食品健康影響評価について

1. 経緯

遺伝子組換えセイヨウナタネ「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統（以下「セイヨウナタネ MON88302」という。）」については、平成 24 年 11 月 1 日付けで遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

セイヨウナタネ MON88302 は、除草剤グリホサートに対する耐性を付与するため、*Agrobacterium* sp. CP4 株に由来する改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されている。

改変 *cp4 epsps* 遺伝子によって産生される改変 CP4 EPSPS タンパク質は、グリホサートによる影響を受けない。改変 CP4 EPSPS タンパク質がグリホサート存在下でも芳香族アミノ酸を合成可能にすることにより、植物にグリホサートに対する耐性が付与される。

3. 利用目的および利用方法

セイヨウナタネ MON88302 の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のセイヨウナタネと相違がない。

4. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
EU	2011 年 8 月申請	欧州食品安全局 (EFSA)
オーストラリア・ニュージーランド	2012 年 3 月申請	オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ)
米国	2012 年 4 月確認	米国食品医薬品庁 (FDA)
カナダ	2012 年 6 月確認	カナダ食品検査庁 (CFIA)